FAX:(096)369-1194　　**※5月20日の運動期間終了後、5月29日までにご報告ください**

令和５年春の全国交通安全運動実施結果報告書

〔運動期間：令和５年５月１１日（木）～２０日（土）〕

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．重点項目

１．こどもを始めとする歩行者の安全確保
２．横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
３．自動車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

２.期間中に発生した事故件数（※事故報告規則に該当する事故）

発生　　件	死者　　名	重傷者　　名

３.実施項目

※　該当する方に○印をつけること

実　施　内　容	実　施	未実施
1　安全運行の確保		
（１）令和４年８月に名古屋市の高速道路において乗合バスが、１０月には静岡県の県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が無くなる痛ましい事故が発生したところ。事業者に対する指導や監査により法令順守を改めて徹底するとともに、事故調査等を通じて明らかになる事実関係も踏まえつつ、再発防止に向けた対策を検討していく。		
（２）自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を内部に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。		
（３）事業用自動車の安全運行の徹底を図るため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し次の事項に重点を置き取組を推進するよう指導する。		
①運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成２６年４月１８日改訂)に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底すること。		
②過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底すること。		
③乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう、また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底すること。		
④運転者に対し、妨害運転（いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること。また、適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。		
⑤子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。		
⑥飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。		
⑦覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。		
⑧夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯（下向き）の小まめな切替えを励行すること。		
⑨車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること。		
⑩進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を充分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置(後退警報装置、左折警報装置など)を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。		
⑪追突事故の発生が多いことを踏まえ、その防止対策の強化を図ること。		

2　車両の安全対策の推進		
（1）日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施		
（2）不正改造の防止		
3　全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 （1）全ての座席での正しい方法によるシートベルトの着用又はチャイルドシートの使用の徹底等について指導・啓発する。		
①乗務員に対する適正なシートベルトの着用の徹底を指導する。		
②自家用自動車使用者に対しては、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底及び先進安全技術の正しい使い方について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。		
③幼児等を同乗させる自家用自動車使用者に対しては、チャイルドシートの正しい取り付け方及び製品の安全性に関する比較情報等について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。（※対象者がいない場合には、未実施にチェック）		
4　広報活動の推進 （1）事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。		
（2）関係団体の広報誌やポスター掲示等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。		
①歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮		
②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底		
③より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発		
④自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性		
⑤飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底		
⑥「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止		
⑦不正改造の禁止・不正改造車排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進		
⑧「迷惑駐車をしない、させない」の励行		

（合計2枚報告書があります）

提出期限　５月２９日（月）まで

※　５月２０日（土）の運動期間終了後にご報告ください

令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

横断歩道や道路を横断する歩行者等には十分注意し、事故防止に努めましょう。